

【申請～契約までの概要】

①空き地・空き家の所有者が登録申請

バンクへ物件を登録したい者は、物件登録申請書に物件情報を記入し、その他必要な書類とあわせて、町長へ提出する。

②提出された申請書等の確認

町は、提出された申請書等の内容に不備や添付漏れがないかを確認する。

③申請のあった物件の現地調査

申請書の内容を確認後、申請のあった物件の現地調査を行う。調査の結果、物件が適当と認められた場合は、当該物件がバンクへ登録される。登録された物件情報は、協力宅建事業者に共有する。

※協力宅建事業者とは、空き地等の取引に係る仲介業務を行うため、町と協定を締結してる宅建事業者をいう。

④登録物件の公開及び北海道との連携

町は、ホームページ等で登録物件の情報を公開する。あわせて、北海道空き家情報バンクへ情報を提供する。

⑤バンク利用者の閲覧・情報検索

バンクの利用者は、ホームページ等で公開されている物件情報を閲覧し、条件にあった物件を検索する。

⑥バンク利用者の登録・情報提供

バンク利用者は、条件にあった物件が見つかり、当該物件の詳細な情報や実際に訪れて確認したい場合、利用登録申請書を町へ提出する。登録完了後、協力宅建事業者とともに物件の現地確認等を行う。

⑦登録物件の交渉・契約

物件の現地確認後、バンク利用者と協力宅建事業者との間で、当該物件に係る交渉を行う。売買・賃貸借の契約に至った場合は、ホームページ等において成約済として管理する。